



浦添市公告第111号

浦添市保健相談センター清掃業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

浦添市長 松本 哲治



随意契約の事後公表

1 契約件名	浦添市保健相談センター清掃業務委託
2 契約内容	浦添市保健相談センター建物内及び周辺の清掃
3 契約の相手方の名称及び住所	特定非営利活動法人 大家 理事長 外間 等 浦添市仲間1丁目2番6-1号1階
4 契約の相手方とした理由	次に掲げる選定基準の条件をすべて満たした見積書提出者が当該団体のみであること。 (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の精神障がい者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 契約締結日	令和8年4月1日
6 契約金額 (消費税及び地方消費税込み)	4,803,840円